(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 30日

滋賀県知事 三日月 大造殿

提出者

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町東円堂533-3

氏 名キユーピー醸造株式会社 滋賀工場 工場長 鈴木 英二

電話番号 0749-42-6667

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	キユーピー醸造株式会社 滋賀工場
事業場の所在地	滋賀県愛知郡愛荘町東円堂533-3
計画期間	2023年4月1日 ~ 2024年3月31日
当該事業場において現に行	っている事業に関する事項
①事業の種類	09 食品製造業
②事業の規模	5, 075, 194千円
③従 業 員 数	85名
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別紙①

(日本工業規格 A列4番)

产型	食肉・食の食物では	る管理体制に関する事項							
生未	(管理体制図)	る日生体的に関する事項							
	(1) 连件前因)								
		別紙②)						
産業	 廃棄物の排出の抑	制に関する事項							
		【前年度(令和4年度)実績】							
		産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ	水銀使用 製品			
		排出量	404. 52	769. 92	41.89	0 t			
	①現 状	(これまでに実施した取組)	l		l .				
		【目標】							
	②計画	産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ	水銀使用 製品			
		排出量	400. 47	762. 22	41. 47				
		(今後実施する予定の取組)							
		 廃プラの有償化							
		//		10					
産業	 	 する事項							
	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①現状 動物性残渣の分別により有償物量								
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)							
		新····································							
	動物性残渣を有償物に分別を増やす								
Ī									

自ら	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
	①現状	【前年度(令和4年度)実績】						
		産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ	水 銀 使 用製品		
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		740. 65	t	t		
		(これまでに実施した耶	(組)					
	②計画	【目標】						
		産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ	水 銀 使 用製品		
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		733. 24	t	t		
		(今後実施する予定の取組)						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度(令和4年度)実績】						
		産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ	水 銀 使 用製品		
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量			t	t		
	D現状	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	648. 3 t		t	t		
		(これまでに実施した取	双組)					
		脱水機の定期濾布交換、設備メンテナンス						
		【目標】						
		産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ	水 銀 使 用製品		
②計画		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t		
)計画	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	648.3 t	t	t		
		(今後実施する予定の取組)						
		設備メンテナンス、嫌気処理安定稼働						

自ら	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
	【前年度(令和4年度)実績】									
		産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ	水 銀 使 用製品				
	①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t				
		(これまでに実施した取組)								
		【目標】								
		産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ	水銀使 用製品				
	②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t				
		(今後実施する予定の取組)								
産業	廃棄物の処理の委託に	関する事項								
		【前年度(令和4年度)実統	責】							
		産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ	水 銀 使 用製品				
		全処理委託量	404. 52	121.62	41.89	t				
		優良認定処理業者への 処理委託量	404. 52	121.62	t	t				
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	23. 22	t				
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	18. 67	t				
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t				
		(これまでに実施した取組)								
		・濾過機の整備 ・廃プラ類の分別								

(第5面)

		【目	標】				
		産業廃棄物の種類		動植物性 残さ	汚泥	廃プラ	水 銀 使 用製品
			全処理委託量	396. 43	120. 40	41. 05	t
			優良認定処理業者への 処理委託量	396. 43	120. 40		t
(②計画		再生利用業者への 処理委託量			22. 76	t
			認定熱回収業者への 処理委託量			18. 30	t
			認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				t
		(今	後実施する予定の取組)				
		有価	での処分先検討				
※事	務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

環境保全の推進組織

